

新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスは、感染力は強いですが、多くの患者さんはかかっても軽症のまま回復しています。また、タミフルなどの治療薬も有効です。ただし、国民の大多数に免疫がなく、感染が拡大する可能性があること

や基礎疾患がある方や妊婦の方などが重症化する可能性が懸念されており、以下のとおりワクチン接種が実施されます。

ワクチン接種開始にあたってのお願い

今回の新型インフルエンザワクチンは、来年3月末までの間に順次製造されますことから、希望されても直ぐには接種できません。

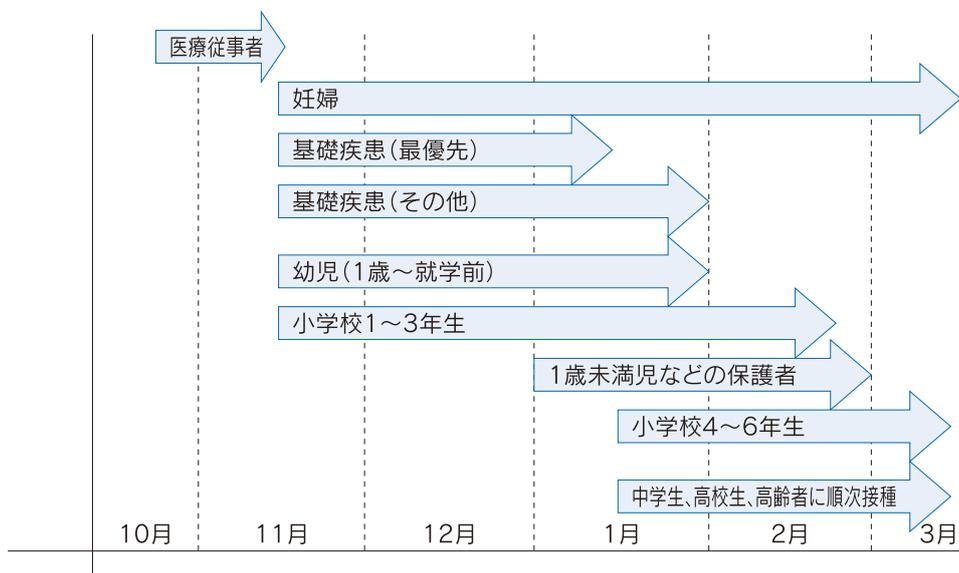
妊婦や基礎疾患のある方、小児などの優先接種対象の方でも、ワクチンが届くまでお待ちいただくことになります。

医療機関に連絡を入れても、予約ができない場合があります。少し時間がかかるかもしれませんが、このような事情ですので、しばらくお待ちください。

また、小学校(高学年)、1歳未満児などの保護者、中学生、高校生、高齢者(65歳以上)の方の接種は、1月以降の予定です。今は接種できませんので、日程が決まりましたら、お知らせします。

重症化などの発生をできる限り減らすためには、限られたワクチンをリスクの高い方々に優先的に接種しなければなりませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

接種スケジュール



接種回数

平成21年11月11日付けの厚生労働省の方針に基づき、以下のとおり接種します。

【1回接種者】

- ・「健康成人」
※1歳未満の乳児の保護者、優先接種対象者のうち身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者、
新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者を含む。
- ・「妊婦」
- ・「基礎疾患を有する者」
※著しく免疫反応が抑制されている者は、個別に医師と相談のうえ2回接種としても差し支えない。
- ・「65歳以上の者」

【2回接種者】

- ・「1歳~13歳未満の者」
- ・「中高生(13歳以上)」
※当面2回接種とするが、今後の中高生を対象とした臨床試験の1回目の接種結果などを踏まえて判断する。



費用

1回目：3,600円

2回目：1回目と同じ医療機関で接種した場合は2,550円
(1回目と違う医療機関で接種した場合は3,600円)

クチンの接種について

優先接種対象者

対象者(年齢は接種時点のもの)	接種の際の提示書類
インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者(救急隊員含む)	
①妊婦	「母子健康手帳」
②基礎疾患を有するもの	「優先接種対象者証明書」(かかりつけ医で発行) ※かかりつけ医で接種の場合は不要。 助成対象者証明書申請の際には、「被保険者証」、「運転免許証」など本人を確認できる書類が必要。
③1歳～小学校3年生に相当する年齢の小児	「母子健康手帳」または「被保険者証」など年齢を確認できる書類
④1歳未満の小児の保護者	「母子健康手帳」、「被保険者証」または「住民票」など1歳未満の小児と同一世帯である事を確認できる書類
⑤優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等	「優先接種対象者証明書」および、「被保険者証」または「住民票」など、優先接種対象者のうち身体上の理由により接種が受けられない者と同一世帯であることを確認できる書類
⑥小学校4～6年生 ⑦中学生、高校生に相当する年齢の者	「被保険者証」、「学生証」または「住民票」など年齢を確認できる書類
⑧高齢者(65歳以上) (基礎疾患を有する者を除く)	「被保険者証」、「運転免許証」または「住民票」など年齢を確認できる書類

新型インフルエンザワクチン接種助成事業について

優先接種対象者の方で、「市民税非課税世帯」と「生活保護受給世帯」の方は費用負担の助成が受けられます。

【助成制度の概要】

・市内の医療機関で接種される場合は、接種時の費用負担はありません。市外で接種される場合は、接種時に接種費用を負担していただき後日還付手続きを行っていただきます。この制度を利用するためには、助成対象者である証明書が必要です。

【申請方法】

上記の優先接種対象者の表中「接種の際の提示書類」を持参のうえ、下記窓口へおこしください。代理申請は委任状が必要な場合があります。

市民税非課税世帯・・・市役所本館4階の特設窓口で「新型インフルエンザワクチン接種助成事業対象者証明書」の交付を受けてください。

※平成21年以降転入の方は事前に特設窓口(TEL950-5600)へご相談ください。

生活保護受給世帯・・・福祉総務課で「生活保護受給証明書」の交付を受けてください。

【還付申請について】

申請時に、接種された方の領収書と接種済証(医療機関発行)の添付、あるいは申請書への医療機関証明が必要となります。事前に特設窓口(TEL950-5600)へご相談ください。

接種医療機関

かかりつけの医療機関にご相談ください。かかりつけの医療機関がない場合は、健康増進課(保健センター)までお問い合わせください。なお、今回の新型インフルエンザワクチンは来年3月末まで

の間に順次製造されることから、現時点ではまだ供給量が少なく、希望されてもすぐに予約がとれない場合があります。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

市立休日急病診療所と小児急病診療事業 インフルエンザ流行対策で医師2名体制を開始

新型インフルエンザが学生や小児の間で大流行していることから、市立休日急病診療所では、患者の急増に備え、安心して受診していただけるよう、市の休日急病診療では11月初旬から、南河内北部広域小児急病診療では10月中旬から医師2名体制にして

います。

この体制については、羽曳野市医師会をはじめ、松原市・藤井寺市医師会および近畿大学医学部付属病院小児科、府立母子保健総合医療センターのご協力をいただいております。

詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

<お問い合わせ> 羽曳野市健康増進課(保健センター) TEL:956-1000
助成事業申請窓口(市役所4階) TEL:950-5600